

控 訴 状

東京高等裁判所民事部 御中

2022年9月27日

5

控訴人訴訟代理人弁護士 児 玉 晃 一

住所

控訴人 X

10

国家賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 金8,350,000円

貼用印紙額 金66,000円

15

上記当事者間の水戸地方裁判所平成29年(ワ)第552号国家賠償請求事件について、2022年9月16日、同裁判所において判決の言渡があり、同日同判決正本の送達を受けたが、控訴人は同判決の一部について不服であるから控訴を提起する。

20

原判決の表示

主 文

1 被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する平成26年3月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

25

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを20分し、その17を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

4 この判決は、1項に限り、本判決が被告に送達された日から14日を経過した時は、仮に執行することができる。ただし、被告が165万円の担保を供するとき
5
は、その仮執行を免れることができる。

控 訴 の 趣 旨

1 原判決を次のとおり変更する。 10

被控訴人は、控訴人に対し、金1000万円及びこれに対する平成26年3月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

2 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする
との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

15

控 訴 の 理 由

追って控訴理由書で主張する。

以 上